

リスク管理検討会の運営について（案）

平成 17 年 10 月 28 日

1. 会議及び会議資料の公開・公表について

リスク管理検討会は原則公開とする。ただし、リスク管理を的確に実施するために必要となる関連業界における生産、製造、流通等の実際及び個別の企業から入手した情報などをリスク管理検討会において扱う場合には、会議を非公開とし、会議資料を非公表とする。

2. 議事概要公表について

検討会で得られた情報・意見を「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」の各段階の取組に反映させるとともに、手続の透明性を確保するため、論点の分かる詳細な議事概要をリスク管理検討会が非公開の場合も含め作成し、公表する。

3. リスク管理検討会が非公開の場合の情報の取扱いについて

常に参加するメンバー及び案件に応じて参加するメンバーは、非公開とされたリスク管理検討委員会において知り得た情報（公表されているものを除く。）を第三者に漏らしてはならないものとする。